

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和6年5月1日14時00分
近畿地方整備局

災害時建設業事業継続力認定の前期申込みを5/1から開始 ～災害時の基礎的な事業継続力を備えている会社の認定を行います～

近畿地方整備局では、事業継続計画書に記載されている基礎的な事業継続力を近畿地方整備局が申込み要領に沿って評価し、認定を行っています。各建設会社の災害時における事業継続計画の策定を促進し、近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的としています。

申込みの受付は年2回行っており、令和6年度前期の申込み受付を以下のとおり開始します。

1. 申込期間

令和6年5月1日(水)～令和6年6月28日(金)

2. 認定の対象となる建設会社

建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にあり、かつ近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている建設会社

3. 申込みの対象となる建設会社

2の条件を満たし、新規で認定を受けようとする建設会社及び令和6年9月30日までが認定期間となっており更新を受けようとする建設会社

※更新については、既に認定している期間を令和7年3月31日まで延長し、令和7年4月1日に有効期間3年の認定証を発行します。

4. 申込方法

各書類一式をPDF形式でメールにて送付【kkk-kensetsugyobcp@mlit.go.jp】

詳しくは近畿地方整備局のホームページをご覧ください。

https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ
神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省
近畿地方整備局 災害時建設業事業継続力認定制度 事務局



防災室 室長 はっとり こうじ 服部 浩二 室長補佐 なかじ しげる 中治 茂
電話番号(直通):06-6942-1575(防災室)

港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

課長 いわさき なおあき 岩崎 直晃 課長補佐 もりた まさき 森田 正樹

電話番号(直通):078-391-3101(港湾空港防災・危機管理課)

近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度について

近年、記録的な大雨、強い地震などの自然災害の発生が頻発しています。このような自然災害が発生した場合、近畿地方整備局は、被災した道路、河川堤防、港湾等の施設を迅速に機能回復させる責務を担っているが、その実施には建設会社の協力が必要不可欠です。

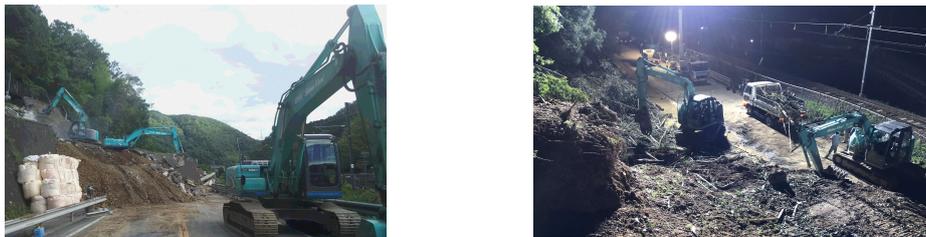
本制度は、各建設会社の事業継続計画書に記載されている基礎的な事業継続について、近畿地方整備局が申込み要領に沿って評価し、認定をいたします。また、災害時の事業継続計画書の策定を促進することによって近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とします。

認定を受けられますと、当該建設会社は「災害時の事業継続力を備えている会社」として、信頼性や社会的評価の一層の向上が図られますことから、建設会社等は事業継続計画策定に取り組んでいただき、もしもの時に成果が発揮されることを期待しております。

平成24年から『災害時建設業事業継続力認定制度』の取組みを開始し、現在、「災害時の事業継続力を備えている会社」として739社を認定しております。

受付は年2回実施しており、この度、令和6年度後期の新規及び更新の認定申込みの受付を実施いたします。

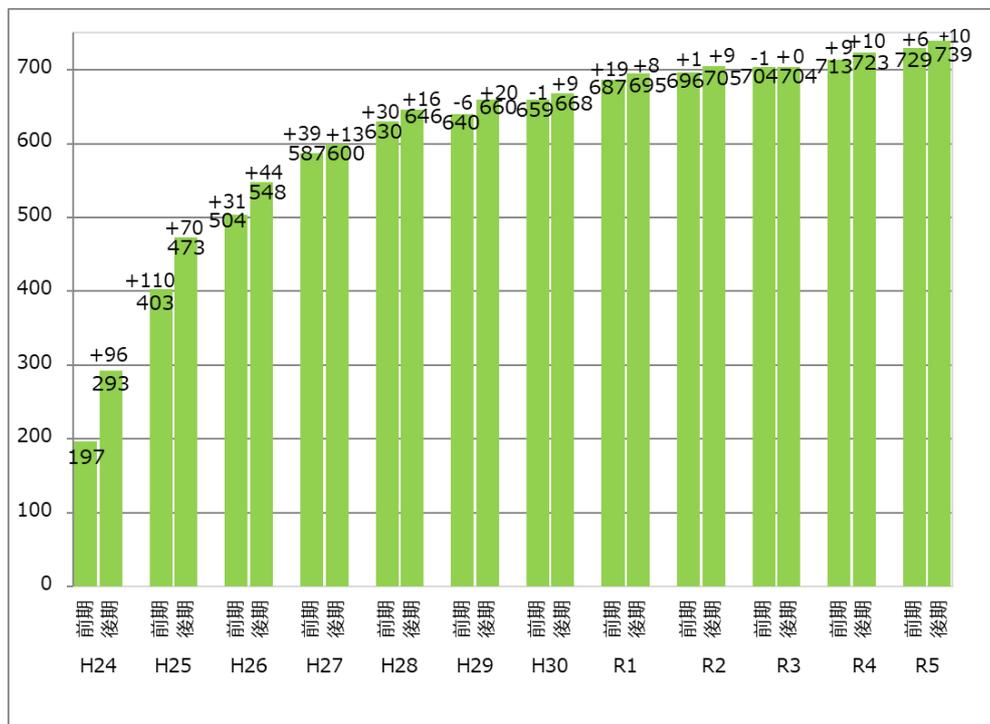
建設会社による復旧状況



【お知らせ】

- ・平成29年度以降、更新手続きにより再度認定された場合における認定期間は3年となります。
- ・令和4年度前期に新規認定を受けた会社及び令和3年度前期に更新認定を受けた会社は、今回の申込期間において更新の手続きが必要となります。
- ・認定のインセンティブとして、近畿地方整備局が発注する総合評価落札方式（施工能力評価型）による工事の入札契約手続きにおいて加点対象となります。

近畿地方整備局建設業 災害時建設業事業継続力認定制度 延べ認定者数の推移



年間スケジュールの変更、認定期間について

令和6年5月1日

国土交通省 近畿地方整備局
災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

災害時建設業事業継続力認定の年間スケジュールが変更となります。

【新規認定の変更点】（別紙1）

・新規認定の受付は、前期・後期の年2回行います。今後、前期に申請した企業様におかれましては、認定日は10月1日（予定）となりますが、認定期間の末日が半年延長され3月31日となります。

従前: 令和6年10月1日～令和8年9月30日

変更: 令和6年10月1日～令和9年3月31日

【更新認定の変更点】（別紙2）

・更新認定の受付は、令和6年度・令和7年度については前期・後期の年2回行いますが、令和8年度からは前期の1回となります。

・現在の認定期間が令和6年9月30日までとなっている企業様におかれましては、従前は更新認定後の認定期間を令和6年10月1日～令和9年9月30日としておりましたが、令和6年度、令和7年度については下記といたします。

従前: 令和6年10月1日～令和8年9月30日

変更: (延長認定期間) 令和6年10月1日～令和7年3月31日 (令和6年9月下旬に認定書送付)

(認定期間) 令和7年4月1日～令和10年3月31日 (令和7年3月下旬に認定書送付)

年間スケジュールの変更にご理解お願いいたします。

令和6年度の認定スケジュールについて、前期の申込期間は令和6年5月1日（水）～6月28日（金）、後期の申込期間は10月1日（火）～11月29日（金）（予定）とします。

今回の対象となるのは、新規申込者および令和6年9月30日に認定証の期限を迎える企業様です。更新期限が令和7年3月31日の場合、次回（令和6年度後期）の受付となります。

<本件に関する問い合わせ先>

近畿地方整備局 防災室

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

TEL : 06-6942-1141(代)

新規

令和6年度災害時建設事業継続力 新規認定 今後のスケジュール

別紙1

